

改正案	現行
<p>（資産の評価）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 次に掲げる資産については、営業期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券であつて、満期まで所有する意図をもって取得したものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）</p> <p>三（略）</p> <p>第五十六条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。</p> <p>一 当期首残高</p>	<p>（資産の評価）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 次に掲げる資産については、営業期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。次条第一項において同じ。）を除く。）</p> <p>三（略）</p> <p>第五十六条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。</p> <p>一 前期末残高</p>

二・三 (略)

8 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ当期首残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

二・三 (略)

8 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。